

八王子市シニアクラブ連合会運営事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 八王子市シニアクラブ連合会運営事業補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等の交付の手續等に関する規則(昭和35年八王子市規則第19号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、八王子市におけるシニアクラブ連合会(以下「連合会」という。)が市内で活動するシニアクラブの育成・指導・連絡を行うとともに、高齢者の生きがいと健康づくり、社会奉仕活動の推進などの事業を行うために要する経費を補助することにより高齢者福祉の増進を図ることを目的とする。

(交付対象)

第3条 補助の対象となる連合会は、八王子市シニアクラブ運営事業補助金交付要綱に基づき、市から補助を受けているシニアクラブの連合体とする。

(対象事業及び対象経費)

第4条 補助対象となる事業は、連合会が行う事業のうち、次のとおりとする。

1 活動促進に対する助成

- (1)シニアクラブの育成・指導
- (2)調査、研究広報活動
- (3)シニアクラブへの加入促進
- (4)情報提供、活動促進
- (5)活動別リーダーの育成
- (6)女性リーダーの育成
- (7)活動推進員等他の指導者との連携
- (8)外部指導者などの招へい促進
- (9)その他活動促進に関するもの

2 健康づくり・介護予防支援事業

- (1)健康づくりに関する実践活動
- (2)健康に関する知識等についての普及・啓発
- (3)心の健康づくりに関する事業
- (4)低栄養予防に関する事業
- (5)介護予防に関する事業
- (6)その他高齢者の健康づくりに関するもの

3 地域支え合い事業

- (1) 地域的モデル事業
- (2) 地域支え合い活動の促進
- (3) 仲間づくりの促進、他世代との交流促進(国際交流等も含む)
- (4) その他社会活動

4 若手高齢者組織化・活動支援事業

若手高齢者による組織化、活動支援

5 連合会活動支援体制強化事業

- (1) 連合会運営を円滑に実施するための職員の配置
- (2) その他連合会運営に関する活動

ただし、実施に必要な経費は、連合会事業に必要な給料、職員手当等、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料とし、交際費、慶弔費、酒類等の食料費、その他連合会の活動に要する経費として不相当と認められる経費は除く。

(補助金額)

第5条 補助金の交付限度額は、別表に掲げる基準額の算出合計とし、補助率の上限は10/10とする。

2 補助金の交付額は、補助事業に要する経費に対し、前項の交付限度額を上限として交付する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする連合会は、当該年度の6月末日までに「補助金交付申請書(第1号様式)」に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別に認める場合はこの限りではない。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書
- (3) 補助金充当額内訳書
- (4) 役員名簿
- (5) 連合会規約・細則(前年度から変更がなかった場合は除く。)

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請に基づき、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付決定を行い、「補助金交付決定通知書(第2号様式)」により連合会に通知するものとする。

(補助条件)

第8条 この補助金の交付に当たっては、別に定めるもののほか次の条件を付すものとする。

1 内容変更等の承認

補助金の交付を受けた後に次の各号のいずれかに該当する場合は速やかに「補助事業変更・中止・廃止申請書(第3号様式)」により市長にその旨を申請し、市長の承認を得なければならない。

- (1)補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするとき(軽微なものを除く)
- (2)補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき

2 実施状況報告

連合会は、市長が必要と認めたときは、活動の実施状況について、報告書を提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 連合会は、補助金の交付決定に係る年度が終了したとき又は、活動の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、直ちに額を決定し、1ヶ月以内に「補助事業実績報告書(第4号様式)」に次の各号に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1)決算報告書
- (2)活動内容報告書
- (3)補助金充当額内訳書

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告の審査及び必要に応じて行う実態調査等により、その報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及び通知に付した条件に適合するものであると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、連合会に対して「補助金確定通知書(第5号様式)」をもって通知する。

(交付決定の取消)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1)偽り、その他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2)第4条に規定する補助対象経費以外の経費に使用したとき。
- (3)補助金の交付決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4)前各号のほか、補助金等の交付の手續等に関する規則及び他の法令に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合又は第10条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されていると

きは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(帳票類の保存)

第13条 連合会は、補助金に係る経費を明確にするため、現金出納簿及び領収書等の証票
に
関係書類を添えて当該年度終了後から5年間整理保存しておかなければならない。

(調査)

第14条 市長は、補助金を交付した連合会に対し、必要と認めるときは、関係書類、帳票類
を調査することができる。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表

補助対象事業		基準額
ア 活動促進に対する助成	<ul style="list-style-type: none"> ・シニアクラブの育成・指導 ・シニアクラブへの加入促進 ・調査、研究、広報活動 ・情報提供、相談活動 ・活動別リーダーの育成 ・女性リーダーの育成 ・活動推進員等他の指導者との連携 ・外部指導者などの招へい促進 ・その他活動促進に関するもの 	<p>20,000円×活動月数 + 連合会加入シニアクラブ 会員数(当該年度4月 1日現在)×100円 を限度とした市長が認め た額</p>
イ 介護予防支援事業 健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりに関する実践活動 ・健康に関する知識等についての普及・啓発 ・心の健康づくりに関する事業 ・低栄養予防に関する事業 ・介護予防に関する事業 ・その他、高齢者の健康づくりに関するもの 	
ウ 地域支え合い 事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域的モデル活動 ・地域支え合い活動の促進 ・仲間づくりの促進、他世代との交流促進 ・他世代交流促進(国際交流等含む) ・その他社会活動 	
エ 活動支援事業 若手高齢者組織化	<ul style="list-style-type: none"> ・若手高齢者による組織化、活動支援 	
オ 体制強化事業 連合会活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・連合会活動運営を円滑に実施するための職員の配置 ・その他連合会に関する活動 	

補助金の交付の条件

- 1 補助金の交付は概算払とする。
- 2 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合は、市長の承認を受けること(軽微なものは除く)。
- 3 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。また、この場合は補助金の返還を命ずることがある。
- 4 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- 5 補助事業が完了したとき、又はこの補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、1か月以内に実績報告書を市長に提出すること。
- 6 5により実績報告を受けた場合、これを審査し、又は必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、是正のための措置を命ずることがある。
- 7 補助事業が完了後、補助金交付団体の繰越金のうち、次年度の補助事業に必要な金額によっては、補助金額を減額して確定する場合がある。
- 8 次のアからオまでのいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。
 - エ 暴力団の利益となる利用であることが判明したとき。暴力団による利用であるかを確認する必要がある場合は、所轄の警察署へ照会する。(八王子市暴力団排除条例第9条)
 - オ 前各号のほか、補助金等の交付の手続きなどに関する規則及び他の法令に違反したとき。
- 9 8により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を受領しているときは、市長の指示するところにより、取り消された補助金の額を返還すること。

- 10 会員を増やす努力をすること。
- 11 補助事業に係る帳簿その他の資料を常備し、市長が必要があると認めるときは、提示又はその内容を報告すること。
- 12 補助事業に係る帳簿、領収書その他の資料については5年間保存をすること。
- 13 市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じること。